

夜間窓口

- ◆と き 10月25日(火)
17:30~19:30
- ◆ところ
納税窓口 名寄庁舎2階
税務課納税係
国保窓口 名寄庁舎1階
市民課国保高齢医療係

暮らしのリサイクル (10:00~16:00)

不用になった家庭用品などを紹介します。お気軽にお電話ください。
※受け渡しは原則として無償で行います。

- ◆ゆずりませ
①ライスボックス(5キロ)
②パイプ椅子(折りたたみ式)
③和ダンス(7段)
④ゴルフクラブ一式(19本)
⑤シングルベッド
(折りたたみ式・マットレス付)
⑥ランタン用巻心(藤)
⑦木製本棚(5段)
- ◆ゆずってください
①2段ベッド
②電子レンジ
③カラオケシステム(8トラック)
④三味線
⑤エレキベース
⑥エレキギター
⑦フォークギター
⑧自転車(24インチ)

問 名寄消費者協会
☎01654③5630

市長室開放事業を 開催します

- ◆対 象 市民または市民が組織する団体やサークルなど
- ◆開催日時 土日祝を除いた
10月3日(月)~31日(月)
9時~17時30分の20~30分
※市長の公務を優先します。
- ◆懇談場所 市役所名寄庁舎や
風連庁舎の市長室など
- ◆懇談内容 地域活動やまちづくりの話、市政への要望・疑問など
※個人的な要望・相談・苦情・宗教に関する意見、書面による要望の提出、または懇談にふさわしくないと判断される場合は、お断りさせていただきます。

申・問 企画課秘書係
名 3階(内線3304)

赤十字救急法の講習を開催します

◆基礎講習

意識障害・呼吸停止・心停止・気道閉鎖など直ちに手当てが必要な人に対して、救急隊が到着するまでの間、救命の手当てをするための必要な知識と技術を身につけます。

- ◆と き 10月30日(日) 9時~13時
- ◆ところ 総合福祉センター(西1南12)
- ◆対 象 15歳以上
- ◆定 員 10人
- ◆受講料 1500円(教材費)
- ◆申込期限 10月20日(木)

◆救急員養成講習

赤十字の基本理念を理解し、思いがけない事故や病気から自分自身を守るとともに、急病人やけが人を正しく救助し、医師や救急隊員などに引き継ぐまでの応急手当てをするための知識と技術を身につけます。

- ◆と き 11月5日(土)6日(日) 9時~17時【2日間】
- ◆ところ 総合福祉センター(西1南12)
- ◆対 象 赤十字救急法基礎講習修了者
- ◆認定証発行日から3年以内
- ◆定 員 10人
- ◆受講料 1700円(教材費)
- ◆申込期限 10月25日(火)



奨学金・修学資金の利子補給制度

市では、学業成績が優秀で経済的に就学困難な学生・生徒に対して、貸し付けを受けた奨学金・修学資金の利子補給を行っています。

◆対 象

- ①高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専門学校・専門課程に在学中の方
- ②親またはこれに代わるべき方が名寄市民
- ③独立行政法人日本学生支援機構の有利子奨学金の貸し付けを受けた方、または(株)日本政策金融公庫・民間金融機関などの修学資金の貸し付けを受けた方で規則で定める選考基準により選考された方

※独立行政法人日本学生支援機構奨学生は、無条件で利子補給対象になります。

◆利子補給金の算出基準額

次の金額に修業年数を乗じた額。

- ①高等学校在学学生 12万円
- ②高等専門学校在学学生 18万円
- ③専修学校(専門課程)在学学生 36万円
- ④大学、大学院在学学生 48万円

◆独立行政法人日本学生支援機構奨学生
基準額にその貸付利率を乗じた額の一部を補給。

◆(株)日本政策金融公庫・民間金融機関など
規則に定める選考基準の収入判定額により補給。

◆申込期限 10月31日(月)

申・問 学校教育課総務係
名 3階(内線3374)

青年海外協力隊・シニア海外ボランティア募集

現地の人と暮らしながら、その国の発展を支援する草の根レベルの国際協力に参加しませんか。

◆応募資格

- ①青年海外協力隊 11月4日現在、20歳以上39歳未満で日本国籍を有する方

※平成29年4月1日で満20歳であれば応募可能です。

②シニア海外ボランティア
11月4日現在、40歳以上69歳未満で日本国籍を有する方で、生活・住居費を支給

◆応募期限 11月4日(金)
◆応募方法などの詳しい内容は問い合わせください。

申・問 JICA旭川デスク
☎0166-22-8805

住宅改修の工事費を一部補助します

市では、市民や移住される方が安心して名寄市に住み続けられる住まいづくりの促進のため「名寄市住宅改修等推進事業」を実施します。

◆対象 次のいずれかに該当し、市税などの滞納がない方

①名寄市に住民票があり、現在居住の改修住宅を所有する方

②市内の住宅を購入し、改修した後に名寄市に転入し、居住する方

③名寄市空き家バンクに登録されている住宅を購入し、改修した後に居住する方

※共同住宅、賃貸住宅、法人や会社、宗教団体が所有する住宅は対象外です。

補助金額

改修工事経費 (消費税除く)	補助金額
50万円以上 100万円未満	10万円
100万円以上	20万円

◆対象工事 事前に登録されている事業者の工事です、次の工事が対象です。

- ①住宅の増築、改築工事
- ②住宅の耐久性を高める工事
- ③住宅の安全上、防災上必要な工事
- ④住宅の居住性を良好にするための工事
- ⑤住宅の衛生上必要な工事

※平成29年3月31日までに完了する工事であること。

※交付決定前に着工した場合に対象外です。

※国、道、市その他公共団体から資金の貸し付けや補助などを受けた住宅の工事は対象外です。

提出書類

◆申請時 補助金交付申請書

住民票、納税証明書、工事見積書、住宅所有証明(登記簿謄本または家屋証明書)、施行前の写真など

◆実績報告時 実績報告書、支払いがわかる書類(領収書や振込調書など)、施工後の写真、金融機関口座振込依頼書など

※転入される方の補助金の交付は、住民票の提出後に行います。

申・問

営業戦略課

名 3階(内線3343)

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)は行政相談週間です。

行政相談では、公正・中立な立場で、行政の仕事に関する苦情や制度・運営に対する意見・要望などを受け付け、その解決や実現の促進、制度運営の改善に生かしています。

◆名寄市区特設行政相談所

◇とき 10月20日(木) 13時～16時

◇ところ 消費生活センター(駅前交流プラザ「よろーな」2階 東1南7)

◇相談員 高田 護氏

◆風連地区特設行政相談所

◇とき 10月18日(火) 9時30分～12時

◇ところ 風連郵便局「風の広場」(風連町仲町99)

◇相談員 関下 富士夫氏



問

消費生活センター

消費生活センター市民相談

名 01654②3575
01654③2111
(内線3616)

医療講演会

市民の健康を守るため、医療講演会を開催します。

◆とき 11月10日(木) 18時30分(開場18時)

◆ところ グランドホテル藤花(西5南4)

◆テーマ 「将来介護を受けないために、今出来る事!!」

◆講師 谷 光憲氏(たに内科クリニック院長)

※入場無料。直接会場へお越しください。

◆市民課国保高齢医療係

名 1階(内線3116)

◆女性向け護身術教室

◆とき 10月19日(水) 19時～20時

◆ところ 風連農村環境改善センター多目的ホール(風連町新生町187)

◆内容

- ①女性向け防犯講話
- ②護身術指導

◆講師 北海道警察護身術訓練指導者チーム「ASE DEL」

※入場無料。直接会場へお越しください。

◆名寄警察署生活安全係

名 01654②0110
(内線261)

ヘリコプターによる野ねずみ防除を行います

市内一般民有林(市有林・道有林・私有林)において、野ねずみによる森林被害を防止するため、ヘリコプターによる野ねずみ防除を実施します。

◆とき 10月上旬以降

◆ところ 市内一般民有林

◇ヘリコプター離着陸場所

なよろ健康の森陸上競技場

市有林

◆耕地林務課林務係

名 1階(内線317)

道有林

◆上川総合振興局北部森林室

名 01656②1728

私有林

◆上川北部森林組合

名 01655③2013

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が改定されます。

時間額 **786** 円

平成28年10月1日発効

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)



除雪サービスの申し込みを受け付けます

市では、自宅前の生活通路の除雪費用を助成する「除雪助成券」を交付します。
次の基準に該当し、希望する方は申し込みください。

- ◆助成対象 世帯全員が次の①～⑤のいずれかに該当し、
① 70歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳2級以上または
身体機能障がい3級を有する方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
または療育手帳Aを有する方
 - ④ 要介護認定が要介護1以上の方
 - ⑤ 65歳以上で虚弱と認められる方
- ◆助成額 1シーズン(翌年3月31日まで)2万6000円
※風連地区で手作業除雪を利用する場合は9000円

◆収入基準額

区分	収入基準額
65歳以上 独居	119万4,000円
70歳以上 独居	113万2,000円
65歳以上 夫婦	176万5,000円
70歳以上 夫婦	165万2,000円

※世帯の総収入から昨年の社会保険料相当額を控除した金額で判定します。

◆障がい者加算・住宅扶助額
障がい、介護の認定がある方や借家料を支払っている方は収入基準額に次の加算があります。

区分	加算額	
身障1級、2級 要介護4、5	27万6,200円	
身障3級 要介護1～3	18万4,100円	
住宅扶助 (賃貸・市営住宅)	1人	28万8,000円
	2人	37万2,000円

申・問

高齡介護課高齡福祉係
2階(内線3231)

地域住民課福祉係
1階(内線112)

国民健康保険からのお知らせ

◆保険証の更新

10月1日以降に使用する保険証を、世帯主あてに9月中旬に送付しました。
転居や不在などで配達されなかった保険証は、市役所で保管しています。届いていない場合は問い合わせください。

◆届け出は14日以内

国保に加入・脱退するとき
は、事実が発生した日から14日以内に届け出が必要で

合併処理浄化槽の設置

現在、平成29年度の設置申し込みを受け付けています。
合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所や風呂など出る雑排水も処理し排水する環境にやさしい浄化槽です。

◆対象 下水道処理区域外の個人住宅

◆費用 月々の使用料と工事費の10パーセント(12万23万円程度)の個人負担が

す。

脱退手続きをしないまま、国保の保険証で医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返金しなければいけませんので手続きを忘れずに行ってください。
事情により届け出が遅れる場合はご連絡ください。

また、平成28年10月から短時間労働者の社会保険の適用範囲が拡大します。適用となる方は国保の脱退手続きが必要になります。

問 市民課国保高齡医療係
1階(内線3114・3118)

風 地域住民課市民係
1階(内線118・119)

必要です。

◆排水設備 トイレの改造や放流管などに30万80万円程度の個人負担が必要です。
※トイレの改造に係る資金の一部を無利息で貸し付けする制度があります。

◆申込期限 11月30日(水)

申・問

上下水道室工務課下水道係
2階(内線228)

大規模な土地取引には届け出が必要です

国土利用法では、乱開発などを防ぐため、一定面積以上の土地を取得したときは、利用目的などを届け出て、審査を受けなければなりません。
◆届け出が必要な取引形態
売買、交換、譲渡、譲渡担保、代物弁済など

◆面積要件

①都市計画区域内
5000平方メートル以上

②都市計画区域外
1万平方メートル以上
※個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計面積が、面積要件に該当すれば、届け出が必要です。

◆届出者 土地の権利取得者

◆届出期限 契約締結日から2週間以内

◆届け出に必要な書類

- ・地売買等届出書
- ・土地取引にかかる契約書の写し 3部
- ・土地の位置を明らかにした地形図(位置図) 3部
- ・土地の形状を明らかにした図面(地番図など) 3部

届出先・問

企画課企画調整係
3階(内線3312)

みんなの国民年金

保険料(全額・一部・法定免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べて、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、これら期間の保険料は10年以内であれば遡って納める「追納」ができます。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※追納は古い月のものから納付することになります。

※一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納することができません。

※「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか選択できません。

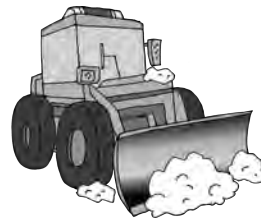
申・問

旭川年金事務所

0166-72-5002

除雪助成券
取り扱い業者の公募

高齢者などの住宅前生活道路の除雪費用を助成する「除雪助成券」の取り扱いを新たに始める除雪業者は市に申請が必要です。



◆申請条件

- ①会社や団体(町内会など)であること
- ②市道の除雪後から9時30分までに依頼者の住宅前生活道路の除雪が完了できるところ
- ③大雪で市道の除雪を1日に複数回行った場合に、対応できること
- ④通学路での作業では、通学時間に配慮すること

※その他注意点ががあるので、申請時に確認ください。

◆申込方法 申込窓口にある申請書に必要書類を添えて提出してください。

◆申込期限 10月14日(金)

申・問

高齢介護課高齢福祉係

2階(内線3231)

まちづくり推進事業助成制度を活用しましょう

個人または団体が実施する地域活性化の取り組みに対し、費用の一部を助成します。

現在、平成28年度後期分の申し込みを受け付けています。

◆対象事業

- ①特産品づくりの開発研究に関する事業
- ②市民生活の向上、文化交流や地域振興に関する事業のうち、次に該当する事業

- 文化交流事業
 - ・国内交流事業
 - ・国際交流事業
- 地域振興事業
 - ・農業振興事業
 - ・産業振興事業
 - ・スポーツに関する事業
 - ・広域連携事業
- ③観光振興に関するイベントなどの催事に関する事業
- ④生涯学習・国際交流・後継者育成などの人材育成に関する事業

◆助成の条件

①助成は1つの事業につき1回とする(事業内容によっては継続して助成する場合もあります)

②事業完了後は、成果品、実績報告書と収決算書を提出すること

申・問

企画課企画調整係

3階(内線3308)

経費区分	助成限度額	費用の例
開発研究	20万円	素材や器材を用いて行う試作試験に要する費用など
イベント開催	20万円	会場設営機材や宣伝広告等に要する費用など
人材育成	10万円	先進地等への派遣研修、講師を招いて行う人材育成に要する費用など

③市が交付する他の補助金対象事業になっていないこと

④同一申請者に対する助成は同一年度内に1回とする

⑤過去に本助成制度を活用したことがない事業であること(特産品づくりの開発研究に関する事業は除く)

◆助成額 対象事業経費総額の2分の1以内で、予算の範囲内で助成します。限度額は次の表のとおりです。

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

後期高齢者医療制度からのお知らせ

一定の障がいのある65歳〜74歳の方のうち、申請により認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

◆一定の障がいとは

- ① 国民年金障害基礎年金 1、2級を受給している方
- ② 身体障害者手帳1、2、3級をお持ちの方
- ③ 身体障害者手帳4級をお持ちで、次のいずれかに該当する方

音声障害、言語障害、下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)、下肢障害4級3号(一下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの)、下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)

- ④ 精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方
- ⑤ 療育手帳A(重度)をお持ち

の方

◆脱退手続き

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

◆申請について

申請は、市役所名寄庁舎・風連庁舎の各窓口で受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

問 市民課国保高齢医療係
1階(内線3118)

北海道後期高齢者医療
広域連合

(札幌市中央区南2西14)
☎011-290-5601

里親になってみませんか

子どもの健やかな成長には、家庭での温かい愛情が必要です。

しかし、親の病気や離婚あるいは不適切な養育などさまざまな事情により、家庭生活ができない子どもたちがいます。

「里親制度」はこうした子どもたちを自分の家庭に温かく迎え入れ、豊かな愛情と理解により子どもを養育する、児童福祉法に基づいた制度です。

「里親」は特別な方しかなれないわけではなく、実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。子どもが大好きで養育に対して熱意がある方、「里親」になってみませんか。

問 北海道旭川児童相談所
☎0166-23-8195

自衛官等の募集

◆陸上自衛隊

高等工科学校生徒(一般)

◇応募資格 平成29年4月1日現在、中卒(見込み含む)で15歳以上17歳未満の男子

◇受付期間 11月1日(火)〜平成29年1月6日(金)

◇試験日

・1次 平成29年1月21日(土)
・2次 平成29年2月2日(木)〜5日(日)

◆自衛官候補生(男子)

◇応募資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満

◇受付期限 10月17日(月)

◇試験日 10月21日(金)・22日(土)
※希望のいずれか1日

申・問

自衛隊旭川地方協力本部
名寄出張所(西1南9)

☎01654②3921

ご寄附

ありがとうございます

(順不同・敬称略)

◆社会貢献のために

○昭和産業株式会社
(栗原 智博)

代表取締役

○北海舗道株式会社
(高木 常芳)

代表取締役

○有限会社吉田工業
(吉田 和文)

代表取締役

◆小学生の知識と勉学の向上のために

○株式会社谷博之
(谷 博之)

代表取締役社長

町内会に入りましょう

「広報なよろ」は、お住まいの地域の町内会が町内会加入世帯を中心に市民の皆さまへ回覧板やポスト投函などにより配布をしています。

一人でも多くの皆さまが広報を手にとれるよう、町内会に加入しましょう。



◆加入するには

お住まいの地域の町内会長、または町内会連合会事務局へご連絡ください。

申・問 町内会連合会事務局
(企画課企画調整係)

名 3階 (内線3311)

無料相談窓口

- ①消費生活相談
とき 月~金曜日 9:15~16:00
- ②市民相談
とき 月~金曜日 9:15~16:00
- ③無料法律相談
とき 10月2日(日)11:00~
11月6日(日)11:00~
※事前予約が必要です。
- ④行政相談
とき 10月13日(木)13:00~16:00
11月10日(木)13:00~16:00
- ⑤結婚相談
とき 第1金曜日17:30~19:00
その他の金曜日13:00~15:00
ところ 名寄市消費生活センター
(駅前交流プラザ「よろーな」)
① ☎01654②3575
②~⑤ ☎01654③2111(内線3616)

◆年金事務相談

とき 10月12日(水)10:30~16:00
ところ 名寄商工会議所
(駅前交流プラザ「よろーな」)

※完全予約制(☎0166-72-5004)

◆労働相談

とき 月~金曜日 8:45~17:30
ところ 名寄庁舎3階
営業戦略課労働相談所
☎01654③2111

◆人権相談

とき 月~金曜日 8:30~16:30
ところ 旭川地方法務局名寄支局
☎01654②2349

◆生活相談支援センター

とき 月~金曜日 9:00~17:00
ところ 社会福祉協議会
(総合福祉センター内)
☎01654③9862

◆心配ごと相談

とき 月~金曜日10:00~17:00
ところ 西條名寄店1階
(仮称)みんなの居場所
☎01654②3968

◆教育相談ハートダイヤル

とき 月~金曜日 9:00~17:00
ところ 児童センター
☎01654③1000
☎0120-874-746(フリーダイヤル)